

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	内閣府
法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

(平成23年10月31日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○平成17年9月に設立されて以降、機構は大学院大学設置に必要な最小限の施設のみを取得・保有している。 (機構の保有する主な施設と利用状況) 第1研究棟及びセンター棟(管理棟):大学院大学のメインキャンパスの構成要素であり、平成22年3月以降、研究ユニット及び事務局が移転し、先行的研究事業等を行っている。 シーサイドハウス:2つの研究ユニットが研究事業を行っており、また、機構が主催するワークショップや国際コースの会場として使用するとともに、外部主催のワークショップ等の会場としても提供し、有効利用に努めている(平成22年度:機構主催9回、外部主催5回。平成23年度:機構主催8回、共催2回。) ○利益剰余金については該当なし。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(該当する納付対象施設なし)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○貸付資産なし。 ○知的財産権については、研究成果の知的財産化及び知的財産の適切な管理等を行うため、内部研修を実施するなどの取組を行っており、事業化等の有効活用に努めている。 (特許の申請等の状況) 平成22年度末までに15件(国内10、海外5)を申請、うち4件(国内4、海外0)は認可。 平成23年10月末までに19件(国内11、海外8)を申請、うち8件(国内6、海外2)は認可。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>該当なし(整理・統廃合等による共用化の対象となる事務所等を保有していない)。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(東京事務所を有していない)。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし(海外事務所を有していない)。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(職員研修・宿泊施設を保有していない)。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○大学院大学設置に必要な施設のみを保有している。 ○借上職員宿舎については、平成23年11月の学校法人への移行に向けた各種制度等の検討に合わせ、管理部門の経費を縮減する観点から、大学院大学の教授等以外の教職員に関する法人負担分を廃止した。また、移行までの間、新規利用者について、主任研究者以外の職員に関する法人負担分を廃止した。学校法人移行後も、大学院大学の教授等に係る借上宿舎の使用料について引き続き検討を行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年4月に策定された随意契約見直し計画に基づき、機構の契約は真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等によることとしている。また、一者応札／一者応募の見直しに関する取組として、以下の取組を行っている。 ・公告期間は、開構日で10日間以上を確保する。 ・業務の引き継ぎが必要な年間契約について、3月上旬までに落札決定を行い、準備期間が確保できるよう努める。 ○平成22年度、23年度の契約実績(件数ベース)は以下のとおりであり、見直し計画に沿った数値となっている。 見直し計画の対象全契約(平成22年度:194件、平成23年度:151件)のうち、 (金額ベース(単位:円)) 平成22年度:一般競争等93.58億円(95.2%)、競争性のない随意契約4.70億円(4.8%) 平成23年度:一般競争等33.81億円(91.4%)、競争性のない随意契約3.17億円(8.6%) (件数ベース(単位:件)) 平成22年度:一般競争等173件(89.2%)、競争性のない随意契約21件(10.8%) 平成23年度:一般競争等136件(90.1%)、競争性のない随意契約15件(9.9%) ○なお、これらの取組については、契約監視委員会において、フォローアップが行われている。(平成22年度:3回開催、平成23年度:2回開催)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○平成23年7月1日以降入札公告する案件について、平成23年6月3日付け事務連絡「独立行政法人の契約に係る情報の公表について」を踏まえ、必要な項目を入札公告等に盛り込み、ホームページと研究棟1の搬入口に掲示し、周知を図っている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(関連法人なし)。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○学術情報ネットワーク4(SINET4)に係わる通信回線の調達に関し、全国の大学及び研究機関との共同調達を検討中である。</p> <p>○大型設備の調達(購入額が50,000千円以上の設備)に関して、教育研究上の必要性に配慮しつつ、競争性が確保されるような仕様を作成するための調達手続を見直し、仕様策定のための委員会の委員に外部有識者を含めることとした規程を整備した。</p> <p>○入札により研究機器の調達を行う場合、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし(当機構で行っている研究事業等は、大学院大学の開学に先駆けて行っているものであり、官民競争入札の対象とすることは適当ではない。なお、施設管理等のアウトソーシングは、平成17年の機構設立当初から実施してきているところ)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革プログラムも踏まえ、一者応札／一者応募の見直し(3. ①)、業務運営の見直し(4. ②)等に取り組んでいる。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	○ -
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>対国家公務員指数は相対的なものであり、また職員の過半を占めている研究職員を除く事務・技術職員数でみると小規模である当法人は人事異動の影響を大きく受けるため、定年制職員について来年度に見込まれる数値を具体的に予測することは困難であるが、本年4月の在籍職員(任期付職員を含めた事務・技術職員)について試算すると、平成23年度の指数は108.3(年齢勘案)となるものと見込まれる。今後、以下の取組により、給与水準の適正化及び総人件費の抑制に努めることにより、任期付職員を含めた事務・技術職員の給与の指数が平成23年度においても引き続き、概ね国家公務員と同水準となることを目指す。</p> <p>① 俸給表の見直し:平成22年度から5年間で計5.5%の給与水準の引下げを行うこととしており、平成22年度及び23年度においては、それぞれ1.1%の引下げを行った。 ② 人事評価制度の的確な実施:平成22年度に導入した人事評価制度を的確に実施し、能率・勤務成績が給与に適切に反映されるようにする。 ③ ERP(統合業務システム)の導入等による業務運営の効率化等に努める。 ④ 管理職・非管理職及び定年制・任期付職員のバランスの取れた採用:これまでに基幹職員の採用をほぼ終えたことを踏まえ、今後は恒久的な組織にふさわしいバランスの取れた採用に努めていく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当府のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	○ 機構のウェブサイトにて毎年公表している。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、俸給表の見直しや昇給率の引下げ等により、人件費の抑制に努めており、その取組状況については、監事監査、評価委員会による事後評価において厳格なチェックが行われている。 監事による定期監査及び随時監査においては、職員の給与分布や超勤状況についてチェックするとともに、俸給表見直し等に関して確認を行っており、監事の業務監査報告に対応した給与水準の適正化に向けたフォローアップが行われている。</p>

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

○平成22年度から主に以下の取組を継続して実施することにより、先行的研究事業の効率化を推進している。

①研究機器の共有化・共用化:平成22年11月に「コモンリソース諮問委員会」を設置し、各種の研究機器を(a)一括して管理し、各研究ユニットの利用に供する「共通機器」、(b)主たる利用者となる研究ユニットが管理するが、他の研究ユニットによる利用も推進する「共用機器」、(c)主に個別の研究ユニットが利用する「専用機器」に振り分け、こうした分類に基づき、各種研究機器を組織全体として効果的・効率的に利用する運用を開始した。これに伴い、研究機器の運用状況を一元的に把握することが可能となり、重複する研究機器の購入の防止や保守契約の一括化等が可能となった。

②研究資材の一括購入・単価契約購入の推進:機構の複数のユニットが使用する研究資材について一括して購入し一元的に管理する取組を開始し、平成22年度には前年度比26%(3,250千円)のコストを削減した。また、DNAシーケンシング試薬について、年間の使用量予測を提示して単価契約の入札を実施し、複数回に分けて入札する場合に比べて年間で25,555千円を削減した。

③平成23年度の研究機器の保守契約について、同じメーカーの機器をとりまとめて一括で保守契約を結ぶことで、12,017千円の保守費用を削減した。これらの取組を含め業務の効率的実施を図り、平成22年度から23年度にかけて、主任研究者の増加が23名から29名に増加しているところ、主に研究経費に充てられる運営費交付金を平成22年度:8,166,551千円に対し、平成23年度8,479,591千円(学校法人移行後の補助金を含み、新成長戦略に係る特別枠分を除く)としている。

○施設整備費の縮減等の観点から、学生や教員の宿舎等については、民間事業者が施設整備や日常的な維持管理を行い、家賃収入で独立採算型の事業として、民間資金により整備を行うこととしている(国費は投入しない)。また、コラボレーションセンターにおいては、宿舎部分を民間資金で整備することで、全体を施設整備補助金で整備する場合に比べ、約9億円の国費の縮減を図る見込み。

○事務事項を総括する事務局長について、平成22年7月に専任の者を採用・配置した。また、施設及び建設に関する予算検討委員会を機構内部に設置し、関連予算についての執行管理の強化を図っている。

○施設維持管理及び研究設備の保守契約等において一括契約により合理化を図り、一般管理費の効率化を進めている。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○法定外福利費については従来から互助組織やレクリエーション事業等への支出は行っておらず、健康診断料及び産業医委託料について支出しており、国家公務員に準じたものとなっている。

○給与振込経費に関しては、コスト及び事務の合理化の観点から、単一口座への移行について検討する。

○海外出張に係る経費については、航空券の手配等を一元化するとともに、支度料を廃止するなど効率化を図っている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○経費の積算段階から、必要最小限の積算を行うことを基本に所要額の見積もりを行うなど、透明化及び合理化を図っている。</p>																								
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○従前から、法令順守や契約の適切性を審査する担当者(コンプライアンスオフィサー)を置くなど、組織の規模を踏まえ、コンプライアンスの確保に努めている。 また、平成21年9月より、常勤の監事を置き、役員及び幹部職員で構成するエグゼクティブ・コミッティ等の機構内の重要会議に随時出席するとともに、定期及び随時の監事監査を適正に実施している。また、これらの監査結果を役職員に伝達し、それを受けた取組状況についてフォローアップを行っている。 ・定期監査実績 平成22年度4回(6月、9月、12月、2月)、平成23年度(6月、10月) また、定期監査の監査項目、監査内容等を決定し、監査の実効性を高めるための取組として、各課及び主任研究者に対するインタビューを実施している(平成22年4月から6月にかけて計36回、平成23年5月からも実施中)。上記の定期監査の他、予算の執行状況及び契約状況等について随時監査等を適宜実施している。</p>																								
<p>5. 自己収入の拡大</p>																									
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし(該当事業なし)。</p>																								
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○電子メール等による研究助成金情報の研究者への周知に努めるとともに、海外の助成金については、機構の研究者による海外の各種助成金への効率的な申請を可能とすることを目的とした、研究助成金情報データベースの導入等の取組を通じて競争的研究資金等の外部資金の獲得に努めるとともに、事業の性質に応じた協賛金及び寄附金集めに努めている。 (外部資金獲得状況(平成22年度の一括目標額: 120,000千円))</p> <table border="1" data-bbox="1153 997 2069 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年10月末</th> <th>平成22年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・競争的研究資金</td> <td>181,691千円</td> <td>68,281千円</td> <td>59,085千円</td> </tr> <tr> <td>・受託研究</td> <td>90,716千円</td> <td>42,751千円</td> <td>16,200千円</td> </tr> <tr> <td>・共同研究</td> <td>6,500千円</td> <td>8,000千円</td> <td>8,357千円</td> </tr> <tr> <td>・寄附金等</td> <td>1,500千円</td> <td>30千円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>280,407千円</td> <td>119,062千円</td> <td>83,642千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(23年度は、10月末現在で、寄附金実績: 1,500千円)</p>		平成23年10月末	平成22年度	平成21年度	・競争的研究資金	181,691千円	68,281千円	59,085千円	・受託研究	90,716千円	42,751千円	16,200千円	・共同研究	6,500千円	8,000千円	8,357千円	・寄附金等	1,500千円	30千円	0円	合計	280,407千円	119,062千円	83,642千円
	平成23年10月末	平成22年度	平成21年度																						
・競争的研究資金	181,691千円	68,281千円	59,085千円																						
・受託研究	90,716千円	42,751千円	16,200千円																						
・共同研究	6,500千円	8,000千円	8,357千円																						
・寄附金等	1,500千円	30千円	0円																						
合計	280,407千円	119,062千円	83,642千円																						
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○産業界との一層の連携を図り、特許等の活用による自己収入の獲得を目指している。(知的財産の活用については、Ⅲの1. を参照。)</p>																								

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○当機構では、主任研究者の採用に当たって、広く公募を行い多数の候補者の中から、国際的に卓越した外部の科学者の意見も踏まえて選考を行っている。主任研究者は通常5年の任期付で採用を行っており、国際的に認知された専門家を含む外部の評価委員会で行われる研究評価により任期継続の可否(研究事業継続の可否)や研究内容の重点化が判断されている。評価結果は機構のHP等で公表している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○当機構では、主任研究者の採用に当たって、広く公募を行い多数の候補者の中から、国際的に卓越した外部の科学者の意見も踏まえて選考を行っている。主任研究者は通常5年の任期付で採用を行っており、国際的に認知された専門家を含む外部の評価委員会で行われる研究評価により任期継続の可否(研究事業継続の可否)や研究内容の重点化が判断されている。評価結果は機構のHP等で公表している。

沖縄科学技術研究基盤整備機構における措置状況

本資料は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定、以下「基本方針」という。)の別表「各独立行政法人について講ずべき措置」について、平成24年7月1日時点における実施状況を各府省・各法人においてとりまとめたものである。

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の当該欄の記述を転記した。

○「措置状況」の欄は、7月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・・実施期限までに実施済み

1b・・実施期限よりも遅れたが、7月1日時点では実施済み

2a・・実施中

2b・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・その他(実施時期が未到来)

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

○「措置内容・理由等」の欄は、7月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。

内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構
-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。	2a	平成22年度から主に以下の取組を継続して実施することにより、先行的研究事業の効率化を推進している。 ①研究機器の共有化・共用化：平成22年11月に「モニタリソース諮問委員会」を設置し、各種の研究機器を(a)一括して管理し、各研究ユニットの利用に供する「共通機器」、(b)主たる利用者となる研究ユニットが管理するが、他の研究ユニットによる利用も推進する「共用機器」、(c)主に個別の研究ユニットが利用する「専用機器」に振り分け、こうした分類に基づき、各種研究機器を組織全体として効果的・効率的に利用する運用を開始した。これに伴い、研究機器の運用状況を一元的に把握することが可能となり、重複する研究機器の購入の防止や保守契約の一括化等が可能となった。 ②研究資材の一括購入・単価契約購入の推進：機構の複数のユニットが使用する研究資材について一括して購入し一元的に管理する取組を開始し、平成22年度には前年度比26% (3,250千円)のコストを削減した。また、DNAシーケンシング試薬について、年間の使用量予測を提示して単価契約の入札を実施し、複数回に分けて入札する場合に比べて年間25,555千円を削減した。 ③平成23年度の研究機器の保守契約について、同じメーカーの機器をとりまとめて一括で保守契約を結ぶことで、12,017千円の保守費用を削減した。 これらの取組を含め業務の効率的実施を図り、平成22年度から平成23年10月末にかけて、主任研究者が27名から45名に増加しているところ、主に研究経費に充てられる運営費交付金を平成22年度：8,166,551千円に対し、平成23年度8,479,591千円(学校法人移行後の補助金を含み、新成長戦略に係る特別枠分を除く)としている。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。	1a	平成22年10月に開催された第11回会合以降、運営委員会は沖縄で開催し、会場に機構内の会議室を用いるとともに、航空券のクラスの見直し、電話会議システムの活用を図り、開催経費の節減を実施した。 (参考)運営委員会開催経費について 第11回会合(平成22年10月開催):7,141千円、第12回会合(平成23年2月開催):8,024千円、第13回会合(平成23年6月開催):3,476千円 第11回会合から第10回会合の平均:12,893千円
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用にも努めること等により、施設整備費を縮減する。	2a	施設整備費の縮減等の観点から、学生や教員の宿舎等については、民間事業者が施設整備や日常的な維持管理を行い、家賃収入で独立採算型の事業として、民間資金により整備を行うこととしており(国費は投入しない)、現在の準備を進めている。また、コラボレーションセンターにおいては、宿舎部分を民間資金で整備することで、全体を施設整備補助金で整備する場合に比べ、約9億円の国費の縮減を図る見込み。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	2a	借上職員宿舎については、平成23年11月の学校法人への移行に向けた各種制度等の検討に合わせ、管理部門の経費を縮減する観点から、大学院大学の教授等以外の教職員に関する法人負担分を廃止した。また、移行までの間、新規利用者について、主任研究者以外の職員に関する法人負担分を廃止した。学校法人移行後も、大学院大学の教授等に係る借上宿舎の使用料について引き続き検討を行う。
05 人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成22年度から以下の取組を継続して実施することにより、人件費の抑制及び給与水準の適正化に努めている。 ・俸給表の見直しを行い、向こう5年間で5.5%の減額を実施することとし、平成22年度及び23年度にそれぞれ1.1%の減額を実施 ・人事評価に対応する昇給の昇給率(昇給号俸数の基準)の切下げ(22、23年度) ・定年制職員の俸給表の上位号俸数を減らすことにより昇給の上限を抑制(22年度) これらの取組の結果、平成22年度のラスパイレズ指数は118.9となり、前年度と比べて3.9ポイント低下した。(当機構は、平成17年の設立以来、定年制職員(月給制)を事務・技術職員の21.8%に抑制し、基幹となる職員を中心に充てつつ、任期付職員(年俸制)及び派遣職員の活用にも努めてきたところであり、ラスパイレズ指数の算定対象とならない任期付職員を含めた事務・技術職員全体の指数を算定すると、104.3となる。) また、業務拡大により職員の新規採用が増加したにもかかわらず、総人件費の低減に努めた結果、平成22年度の総人件費の前年度比での伸び率(25.5%)は職員数の伸び率(30.7%)に対し5.2%抑制された。
06	法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁(内閣府)に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。	1a	事務事項を総括する事務局長について、平成22年7月に専任の者を採用・配置した。また、施設及び建設に関する予算検討委員会を機構内部に設置し、関連予算についての執行管理の強化を図っている。 毎月、月次の予算執行結果を取りまとめ内閣府に報告するとともに、適切な管理運営体制の構築に必要な連絡及び協議を行うことを目的として、内閣府との間で連絡協議会を概ね月1回程度開催している。
07	組織体制の整備	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置	1a	内閣府において学校法人への移行に向けた政省令の整備等について検討を行い、基本方針において例示された事項について、事業計画の認可のための必要記載事項として内閣府令に規定することとした。 学校法人移行後の適正な管理運営を確保するための仕組みの検討に当たっては、適宜、有識者の意見を聴取している(平成23年4月に内閣府独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を開催)ほか、上記の内閣府と機構との連絡協議会においても、学校法人移行後の適正な管理・運営を確保するための制度設計について定期的に協議・検討を行っている。

※沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成23年11月1日の学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の創設をもって解散した。